

令和元年度の電気事業法の技術基準の改正情報

1. 電気設備の技術基準の解釈の一部改正

(2020年2月25日改正)

(1) 太陽電池モジュールの支持架台の標準仕様を追加し、小出力発電設備である太陽電池発電設備について仕様を規定化。また、土砂流出等を防止する新たな規定を追記されました。

(2) 170kV を超える特別高圧架空電線に係る離隔距離に JESC 規格の追加

JESC において、諸外国における離隔距離の規程や事故実績等を考慮して改定した JESC E2012 「170kV を超える特別高圧架空電線に関する離隔距離」が、特別高圧架空電線の離隔距離に係る電技解釈第 97 条、第 98 条、第 99 条、第 100 条、第 101 条、第 102 条、第 103 条に追加されました。

(3) IEC 60364 規格の制改定への対応

電技解釈第 218 条に規定する IEC60364 シリーズの規格について、近年制改定された 7 規格について電技解釈に取り入れ可能であるとし、第 218 条の 218-1 表が改正されました。

(4) 電技解釈で引用している JESC 規格の最新版への更新

以下の電技解釈に引用されている JESC 規格が最新版に更新されました。

- ・ JESC E7001 「電路の絶縁耐力の確認方法」
- ・ JESC E7002 「電気機械器具の熱的強度の確認方法」
- ・ JESC Z0003 「スマートメーターシステムセキュリティガイドライン」
- ・ JESC Z0004 「電力制御システムセキュリティガイドライン」
- ・ JESC E2014 「特別高圧電線路のその他のトンネル内の施設」
- ・ JESC E2017 「免震建築物における特別高圧電線路の施設」

(5) 電技解釈で引用している JESC 規格の最新版への更新

令和元年 7 月 1 日に産業標準化法が施行され、日本工業規格が日本産業規格に改められたことに伴う規格の名称変更等に伴う改正が行われました。

2. 発電用火力設備に関する技術基準の解釈及び発電用火力設備における高クロム鋼に対する寿命評価式についての一部改正

(2019年7月9日改正)

「発電用火力設備の技術基準の解釈」について、一部改正が行われました。

(1) 火技解釈に引用されている JIS 規格の改訂に伴う、年版改正

- ①ボイラー等の規定<第 6 条、第 9 条～第 11 条、第 13 条>
- ②燃料電池設備の規定<第 44 条>
- ③液化ガス設備の規定<第 55 条、第 59 条～第 61 条、第 69 条>

- ④圧力容器の設計の規定<別表第 1、別表第 2、別表第 12、別表第 30～別表第 32>
- (2) 溶接部の設計における、フレキシブルメタルホースに関する規定の追加<第 136 条、第 154 条>
- (3) 配管用の鋼製突合せ溶接式管継手に係る JIS 規格の改定に伴う、年版改正<第 3 条、第 67 条>
- (4) 廃棄物固形化燃料の品質に係る引用 JIS 廃止に伴う引用条文削除<第 103 条>
- (5) ボイラー等の圧力容器の設計引用 JIS の読み替え規定について必要がないため削除
- (6) 発電用火力設備に使用できる高クロム鋼の再評価結果を踏まえた変更<別表第 1(その 1)>
- (7) 別表第 1(その 1)の誤植修正
- (8) 高クロム鋼に対する寿命評価式の改正<表 1-1、表 1-2、表 1-3 及び表 1-4>

3. 電気事業法第 5 2 条に基づく火力設備に対する溶接事業者検査ガイドの一部改正について

(2019 年 6 月 28 日改正)

電気事業法第 5 2 条に基づく火力設備に対する溶接事業者検査ガイドについて、「電気工作物の溶接部に関する民間製品認証規格（火力）」(JESC T0007)の見直しに伴い、一部改正が行われました。

4. 発電用水力設備の技術基準の解釈の一部改正について

(2019 年 6 月 26 日改正)

「発電用水力設備の技術基準の解釈」について、第 23 条及び第 33 条に引用されている「水路に使用する樹脂管（一般市販管）及びその許容応力」(JESC H3004)の見直しに伴い一部改正が行われました。

以 上